令和5年度 加盟団体事業助成事業　実施要項

1　目　　的　　高岡市体育協会の加盟団体の事業に対し助成を行うことにより、本市の体育・スポーツの振興を図るとともに、ジュニア層の普及・育成並びに競技力向上と指導者の養成・育成を図ることを目的とする。

2　事業主体　　加　盟　団　体

3　共　　催　　(公財)高岡市体育協会

4　期　　間　　令和５年４月１日～令和６年３月31日

5　助成対象　　(1) 中学生部活動改革事業等（中学生対象）の定期的活動を重点対象とする。（概ね３～５年間の継続事業として実施するもの）
※定期的活動とは、年間６回以上とする。

(2) ジュニア（小・中・高校生）を対象とするスポーツ教室・講習会・大会

(3) 指導者を対象とする講演会・講習会（招聘事業）

(4) その他必要と認めるもの

※ 各競技団体が主催する、一般・成年(登録会員)を対象とする競技大会は、対象外とする。

6　助 成 額　　（公財）高岡市体育協会の「加盟団体事業助成事業」の予算を充当する。

(1) 一事業あたりの助成額の上限は**6万円**とする。
但し、各種競技会・大会への助成額の上限は**3万円**とする。

(2) 助成額は、事業費の50%以内とし、事業報告後に助成金を支払う。

※ 継続事業については、財政自立を目指すよう努める。

7　実施方法

(1) 事業申請

事業助成を受けようとする加盟団体は、事業計画書（様式２）及び収支予算書（様式３）を高岡市体育協会（以下「本協会」という）に提出する。

(2) 審　　査

本協会のスポーツ推進部会において事業申請の審査を行い、各団体の助成額を査定する。

(3) 交付決定通知

本協会は、上記（2）に基づき助成額を決定し、当該団体へ通知する。

(4) 交付申請

当該団体は、交付決定通知に従いあらためて、助成金交付申請書（様式１）、事業計画書（様式２）、収支予算書（様式３）及び実施要項を本協会へ提出する。

(5) 聴取及び視察

本協会は、必要に応じ、事業の実施状況を聴取および視察する。

(6) 報　　告

当該団体は、事業終了後直ちに事業報告書（様式４・５）及び収支決算書（様式６）を本協会へ提出する。なお、支出に伴う領収書（コピー可）及び写真（活動風景が分かるもの）を添付するものとする。　**※ 年度末までの定期的事業については、3月8日(金)までに一度報告を提出いただき、助成金を支払うものとする。**

(7) 特記事項

(公財)日本スポーツ協会の「スポーツイベントの**開催における**感染拡大予防ガイドライン」及び各競技種目団体のガイドラインなどの各種最新ガイドラインを取入れて事業を実施すること。